住民異動の届出はお早めに!!

春は引っ越しの季節です

春は入学・就職や転勤による住民異動が多くなる季節です。
今月は、住所を変更したときの色々な手続きについてご案内いたします。

月曜日などは窓口が混雑します

例年3月末から5月初旬にかけて、窓口が混雑する傾向にあります。特に月曜日や連休明けなどは混み合いますので、水曜日や木曜日などにおいでいただくと混雑を避けられます。

また、時間帯としては、午前10時から午後3時が混み合いますので、可能であれば避けたほうが良いと思われます（受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです）。

住所が変わったら住民異動届を

転入や転出により住所が変わった場合には、住民異動届が必要になります。詳しくは表1でご確認ください。

なお、届出の際には本人確認を行っております。運転免許証、住民基本台帳カードなど顔写真付の身分証明書をご持参ください。

また、届出は異動者本人もしくは同一世帯の人が行ってください。その他の方が代理人として届け出る場合は委任状が必要となります。

就職・退職したら国保の手続きを

職場の健康保険を加入、脱退した場合には、それぞれ届出が必要になります。会社での手続きに加えて、必ず役場で手続きをするようにしてください。

なお、国保に加入する場合は、職場の健康保険をやめた証明書（退職証明書など）を、国保を脱退する場合は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方をお持ちください。

詳しくは表2でご確認ください。

表1　住民異動届一覧

届出事項	どんなときに（届出事由）	いつ（届出期限）	だれが（届出人）	届出に必要なもの（添付書類など）
転入届	町外から鯖石町に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	本人、同じ世帯の方または代理人（※）	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書（写真付） ③印鑑
転出届	鯖石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に		①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑
転居届	鯖石町内で住所が変わったとき	住み始めた日から14日以内		①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑

※代理人の場合は委任状が必要です。

表2　国保の届出一覧

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	親の保険証、母子健康手帳、通帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、通帳、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他の異動	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	同じ市区町村で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの、印鑑

住所の異動には住民異動届の手続きを

他の市区町村への転出、鯖石町内での転居など住所が変わるときには、住民異動届（左の写真参照）の手続きが必要となります。住民異動届の用紙は、窓口に備え付けてありますので、窓口の職員に声をかけてください。

児童手当の受給者も手続きをお忘れなく

児童手当を受給している方が、他の市町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、本町から児童手当用所得証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に転入された市町村で新たに手続きをしてください。

児童扶養手当などの受給者も手続きが必要です

児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って町健康福祉課で手続きをしてください。

また、転出される方で、引き続き他の市町村で受給される方は、本町で発行する所得証明書を持って転入先で手続きをしてください。

上・下水道の届出もお忘れなく

引っ越しで、水道を止めたり、新たに使ったりする場合は、3日前までに上下水道課にご連絡ください。水道は引っ越し当日まで使用することができます。

また、家を新築するために水道の使用を一時中止する場合や、旅行などで長期間留守にするために水道をご使用にならない場合もご連絡をお願いいたします。

問い合わせ窓口

○住所異動・印鑑登録のこと ……☎62-2112
○国民健康保険・年金のこと ……☎62-2112
○児童手当のこと ……☎62-2115
○上下水道のこと ……☎62-2119
……☎62-2348

◎みんなで支えあう国民年金

国民年金加入の手続きを！

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の農業、自営業、学生などの方及び勤務していても厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。将来、年金を受給するためには、原則25年以上の年金加入期間（保険料を納めた期間＋免除を受けた期間）が必要となります。加入の手続きを行わないでいると、加入期間が満たなくなり、年金が受給できないこととなりますので会社を退職した人は、必ず町役場に離職票を持参し国民年金加入の手続きをしてください。

国民年金に加入していても、経済的な事情で納付が困難な方のために、免除制度があります。退職による免除申請の手続きを行う場合は、雇用保険受給資格者証等が必要となります。

国民年金を受給するには？？

老齢基礎年金の受給要件

○原則65歳以上

※ただし、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に段階的に減額された年金を受給できます。また、65歳から70歳までの間の請求は段階的に増額された年金を受給できます。

○加入期間が国民年金と厚生年金合わせて25年以上（納付期間＋免除期間）

以上の要件を満たした方で請求をする場合は、必要書類（※）を添付し手続きを行ってください。年金加入期間が国民年金のみの方は町役場での請求が可能です。厚生年金加入期間のある方は、年金事務所で請求することになります。

※必要書類は各人により異なりますので事前に日本年金機構郡山年金事務所へ確認してください。

◎問い合わせ先
日本年金機構郡山年金事務所
☎024（932）3434